

さ　　とう　　さん　　ぞう
佐　　藤　　三　　三

学位の種類　　教　育　学　博　士
学位記番号　　教　第　35　号
学位授与年月日　昭和62年3月18日
学位授与の要件　学位規則第5条第2項該当

学位論文題目　　日本農村の社会構造と社会教育

論文審査委員　　(主査)
教授 塚本哲人　教授 田原音和
助教授 萩原敏朗

論　文　内　容　の　要　旨

1. 本論文は、わが国農村の社会構造とその変容を、その理解の基点となるムラ概念を定立することによって解明し、その社会構造との関連で、どのような社会教育が現出してきたのか、また、どのような社会教育であるべきかという問題の考究にせまろうとするものである。

2. 論文の構成は次のとおりである。

第一篇　ムラ概念規定と検証

第一章　村落構造再検討の一視角——ムラ概念をめぐって——

第二章　1970年代のムラの存在形態

第二篇　戦時下の部落

序　章　戦時下における「新しい指導者層」の性格をめぐる諸見解
——問題の所在にかえて——

第一章　大正後期の部落再編成——「戦時下の部落」への始動——

第二章　昭和初頭の部落

第三章	農村経済更生運動と部落
第四章	戦時体制期の部落——「部落会」と部落——
第五章	戦時下の村政・部落担当層の社会的基盤 ——「新しい世代」の抬頭——
第六章	戦時下の部落支配構造と農事実行組合
第三篇	社会教育と地域づくり
序章	日本の社会教育と地域づくり
第一章	社会教育の日本の特質と地域づくり運動 ——コミュニティ研究の社会教育的視点——
第二章	初期公民館時代における「村づくりと社会教育」 ——戦前との断絶と継承——
第三章	コミュニティ活動の諸層と社会教育
補論	生涯教育体制下の社会教育の動向と問題点
結言	

3. 本論文の内容

第一篇では、1960年代から70年代にかけて、わが国農村社会学の主要な研究対象となった「村の解体」論議の焦点は、村落の「歴史的特殊形態としてのムラ」の解体と、その解体後にも残る「家族経営を営む自営小農民の構成する地域的連帯としての村落」をどのように理解し、どのように分析するかにあったとして、ムラ概念規定を行い、北東北地方農村で実施した村落の事例研究において、そのムラ概念を具体化し、ムラの存否の検証を試みている。

ところで、第一章では、ムラ概念をめぐる従来の諸説を広く紹介し論評し、次の5段階の手続きを経て独自のムラ概念を論定する。第1は、上述のようなムラと村落の区別である。第2は、村落の集団論的規定である。村落の集団的実体は村落諸役員と役員会・総会等の総称としての「村落自治組織」であることを指摘する。第3は機能論的規定である。村落協議録等の分析から、村落＝村落自治組織の基本的機能は、共同に占取された土地等及び生産・生活上の共同利用の維持・管理であると主張する。第4は、運営論的規定である。村落＝村落自治組織は、その基本的機能を、夫役としての無償労働＝村仕事として実施してきたし、その無償労働＝村仕事を村落運営全体を律する第一義的な価値とみなしている点に注目する。第5は、階級論的規定である。村落＝村落自治組織は、ある特定の農民階層が、共同に占取された土地等の維持・管理をめぐる夫役としての無償労働を、本来その外にあるはずの苗床づくりから収穫に至る一連の個別的生産過程にまで及ぼし、以て、

自己に有利な労働組織を形成するための政治的組織であると論定する。そして、村落はこの第5にいう機能を果たし得る限りにおいてムラであり、村落がムラであるかどうかを決定する鍵は、夫役としての無償労働＝村仕事のあり方に依存するものであると結論する。

第2章では、以上のムラ概念に即して、秋田県仙北郡太田町の諸村落及び青森県黒石市の一村落实例研究の調査結果を報告する。ここでは、太田町の諸村落が田植労働力の調達をめぐるみせた村落的対応に焦点をしばっていく形で、昭和40年代後半におけるムラの存在形態を克明に解明する。また、村落構成戸の過半数が水稻受託組織に加入してその労働の場を非農業に移した黒石市の一村落における昭和50年代の現状を、精細に分析する。

前者については、夫役としての無償労働＝村仕事の評価がしばしば「協定料金」の基準とされ、そこに階層的な利益を見出す上層農の雇用者の立場による「最低賃金」が実現するという、いわば構造的関係を明示し、経営の規模拡大と労働力不足が同時に進行する過程で、大規模経営層の利益を反映する方向で成立した村落毎の「共同田植」の存在は、依然ムラであることを示していると主張する。しかし、この時期から開始されたコミュニティ施策は、村落がムラとしての機能を喪失する要素を自らのうちに創出しつつあり、解体への過渡的過程にあることをも指摘する。

また、後者については、村仕事への労働評価が農業労賃決定の基準とはならなくなった事実を解明すると同時に、無償労働としての村仕事が生産労働から分離して住民生活上の共同義務不履行者に対する制裁手段＝動員手段へと鈍化してきた過程を立体的に分析する。そして、村落がすでに特定階層の利益追求の手段として機能し得なくなっている現実を実証し、ムラの解体を指摘する。

第二篇では、大正期後半以降太平洋戦争終結までの日本村落の歴史的展開を、とくに戦時下の村落における「新しい指導者層の抬頭」までの経緯を中心に考察する。その考察は、戦前におけるわが国社会教育の特質、たとえば、「官製的地域づくり運動」による国家の農民支配や教化と村落との関連についての基盤を解明することを意味している。また、戦後の農村をめぐる法制的諸改革に対応する村落社会構造の展開の起点を明示することでもある。第三篇において、戦争終結によって連続と断絶がみられる戦前戦後にわたる地域づくりと社会教育の関係を究明しようとする筆者にとってこの第二篇は、前提的問題の解明であり、その土台構造の考察でもある。

序章では、戦時下農村の構造変化について論じた諸見解を論評し、戦時下の農業は、自生的にも他生的にも、「所有から経営へ」という原理的な転換を遂げつつあったことと、従って戦時下の村落の担い手もまた「原生的生産力」に依拠する寄生地主層ではなく、「社会的生産力」(技術力)に依拠する生産農民へと段階的に移行したことの2点を、調査研

究の作業仮説として定立する。

第一章以下は、そうした仮説の実証のために実施された事例調査研究の結果報告である。遡及し得る資料を長期にわたる現地調査によって見出し得た秋田県旧長信田村とその2つの村落の事例を中心に、青森県旧浅瀬石村及び北海道旧納内村の各1村落の事例をも加えて調査結果を記述し説明する。

こうした事例研究によって発見された「大正後期の村落再編成を戦時下の村落変動の萌芽」あるいは「戦後村落の展開への始動」とみる理解に立って、第一章では、秋田県旧長信田村とその2村落再編成の実態を、小耕作地主・自作上層の村政・村落運営への接近を軸に詳述する。そして、地主対小耕作地主・自作上層の間の矛盾・対立が表面化し、「所有の秩序」から「経営の秩序」への転換点が形成された事実（第一段階）を指摘する。

第二章では、同じ2村落における昭和初頭の村落自治組織の変化を、とくに「重立」協議会という寡頭支配体制から、村落民全員協議会の登場という集団運営体制への移行あるいは自小作層の村落運営への関与の経緯を中心に記述する。そして、この変化を第2段階の村落再編成として理解し、村落運営が自作下層や小自作層、もしくは村落民全員にまで開放されていく流れが生れ、所有から経営への転換傾向が、徐々にではあるが、進行したことを説明する。

第三章では、昭和恐慌等を契機として開始された農山漁村経済更生運動と救農土木事業などの一連の農村救済政策の遂行という時代的背景の下で、旧長信田村とその村落の運営方式がどのように変化したかを、村行政による村落運営の強化と村政・村落内指導者層の交替に着目しつつ論述する。そして、「国策」遂行の末端的担い手の養成と掌握が求められた時代的背景において、その時期にふさわしい新しい村政・村落内指導者の浮上を立証する。

第四章では、以上の事例研究の結果に秋田県全体にかかわる資料および北海道旧納内村と青森県旧浅瀬石村の事例研究結果を加えて、昭和12年以降の戦時体制期の村落自治組織の変容を、昭和15年に始まる「常会」「隣組」という、いわば一元的な国民総動員地域組織確立過程との関連で考察する。旧来からの村落内近隣組織の形成原理までも変更を余儀なくされ、従来の村落自治組織の弱化と画一的な村落運営機構の変質を実証する。

以上のように、大正後半期に萌芽した村落運営への新しい層の抬頭は、村落運営の寡頭支配体制から集団支配体制へという傾向に沿って、各村落のもつ優れて個性的な社会構造に規定されながらも、農山漁村経済更生運動の展開と「常会・隣組」等の整備とが引き金となって、段階的変化の過程を経て単なる土地所有から経営的实力をもつ農民へと村政・村落運営の担い手は変化してきた。そして迎えた戦時下において、村落運営の担い手はど

のように変化したのかを解明しようとしたのが、第五章である。戦時下の村政・村落運営では、その主要な部分は、経営的实力をもった土地所有者層が掌握するところとなり、しかもそうした層の新しい世代＝新しい戸主層＝壮年層が担うに至ったこと、しかも、その「旧世代」と「新世代」との世代交替は、戦時下に入って一挙に進行したものであること、を実証し得たとする。

第六章は、北東北農村とその出自も歴史も異なる北海道道央の一農村について、農山漁村経済更生運動以後における村落運営担当層の「自作層への標準化」の意味とその背景となるメカニズム、さらに、そのことと農事実行組合の育成と活用、いいかえれば村落の「政治と経済への二元化」との関連を問うために、実施した事例研究の報告である。

以上の実証を通じて、次のように結論する。第一篇で論定したように、ムラとしての村落は、土地所有者を権利主体とする、国家－地主の農民支配組織＝政治的村落であった。この村落の内側に、大正期以降における農民的小商品生産の発展を背景にして農事改良・流通の組織である農事実行組合＝経済的村落が形成されていく。村落の「政治」と「経済」への二元化といえる。農山漁村経済更生運動以後、この二元化を政府は法認し、積極的に育成し、それを活用することになる。また、農山漁村経済更生運動以後、国の農業・農民政策の基調は、地主を介しての間接的掌握から、限界をもつとはいえ、耕作農民の保護と直接的掌握へと明らかに転換した。従って、国の農業・農民政策は、地主と耕作農民のバランスの上に戦時下の農業・農民の再構成という道を選ばざるを得なかったのであって、その矛盾的表现が、内務省による「政治組織としての村落」の活用と、農林省による「経済的組織としての村落」の育成・活用という、戦時体制期の二元政策であった。そして、政治的組織としての村落は、所有の秩序から経営の秩序へという基調的方向を含みながらも、概して、所有の秩序＝伝統的名望家支配の系譜に連なる耕作地主・自作層がその支配層を形成し、経済的組織としての村落は、概して、経営の秩序を代表する自自作・小作上層がその主導権を掌握する傾向にある。

第三篇は、第一篇及び第二篇において解明した、村落の歴史的形態であるムラとその近年における解体過程と大正後期以降戦争終結までの村落の構造変化とを基盤として、戦前における「官製の地域運動」と社会教育の関係について論述する。

序章では、戦後に生れた「公民館の今日的存在要件」は地域づくりにあるといわれているが、戦前にあっても官製の地域づくり運動と社会教育の関係は密接であった点に注目して、本篇の主要課題は、次の3点にあると、問題のありかを指摘する。第1は、戦前におけるわが国社会教育の特質およびその展開と地域づくり運動との関連。第2は、戦後における「新しい社会教育」の出発と農村の再建＝「村づくり」との関係。第3は、現代にお

ける地域づくり運動＝「コミュニティ運動」と社会教育の関係である。

第一章では、戦前における三大官製地域づくり運動とみられる「地方改良運動」「民力涵養運動」「農山漁村経済更生運動」を通観し、さらに、主として農山漁村経済更生運動の展開に関する秋田県、三重県等の「教化村」等の具体的資料をも援用して、戦前社会教育の日本の特質を解明する。いかにいけばこれらの運動が登場する経緯や主務官庁から見ると、社会教育にとって常に外在的な存在であったにかかわらず、戦前の社会教育はその外在的官製の地域づくり運動への従属の歴史であった。それゆえに、官製の地域づくり運動の価値体系・内容・方法等によって社会教育の教育的価値・内容・方法が規定され、形成されつづけてきたこと、地域づくり運動にとって社会教育はひとつの構成要件にすぎないが、社会教育にとって地域づくり運動は社会教育の性質そのものを大きく変えていくほどの意味をもっていたことを、具体的事例に即して指摘する。そして、こうした知見に依拠して、戦前における社会教育には次のような特殊日本的な特質が付与されたと解説する。第1は、社会改善的社会教育観の形成と定着である。人間の内面における働きかけを重視すると同時に、それ以上に地域の改良と振興を重視する傾向といえよう。第2に、経済更生等の地域改善に町村住民を動員するための「精神更生」あるいは「精神動員」と、そのエネルギーを結集し組織化するために農村の組織化を最優先することである。第3は、「経済」もしくは「政治」と社会教育とは、常に前者を優位において一体的に考えられてきたことである。第4は以上の結果として、地方改良運動に始まる内務省の「自治民育」政策に服属していた社会教育は国民教化網の下位の一環としてとらえられた青年団・婦人会等における修養と奉仕の活動に偏する傾向が強いことである。本章では、これらの諸点を、内務省もその企画に大きくかかわっていた農山漁村経済更生運動の展開と社会教育の関係において明示している。

第二章では、戦後に「新しい社会教育」のシンボルとして出発した「公民館」について、その構想者である寺中作雄と現場的指導にあたった鈴木健次郎の著作及び関係記録等を分析して、公民館の設置構想の本質を考察し、公民館もまた「地域づくり」、正しくは、戦前の「自治振興＝自治民育論」に源流をもつ「自力更生的自治」の振興を手段として、「郷土振興」を究極的目的とするものとして構想されていること、また、初期公民館時代の運営論や運動論にも「村づくり」が重視されていることを強調する。いうまでもなく、戦前の「官製の地域づくりと社会教育」と公民館構想における「村づくりと社会教育」との間には断絶があり、後者がもつ「戦後」的側面が認められる。それにもかかわらず、「郷土振興」のための「自治」論には、たとえば「国家に依存せず、要求しない自治」のように、「戦前継承」的側面のあることを指摘するのである。

第三章には、昭和40年代中葉に始まったコミュニティ政策に対応した農村地区コミュニティ活動の実態を、北海道深川市、福島県二本松市、宮城県涌谷町において調査したモノグラフが収められている。深川市の事例はコミュニティ政策下の社会教育行政と住民の学習活動について、二本松市の事例は住民意識の現状と社会教育の課題をめぐって、涌谷町の事例はコミュニティ政策下の公民館と婦人の学習について、それぞれ実施された調査報告である。そして、このような現在の状況における公民館と地域づくりの問題を、筆者は、「公民館の文化」と「地域の文化」としてとらえ返して、その観点から、事例研究の結果に即しつつ、「地域の文化」に一方向的に左右されない自律・自主の「公民館の文化」の構築を自覚的に追求する必要を強調して、本論文を結んでいる。

論文審査結果の要旨

本論文は、原則として、既存の先行研究を幅広く通観し、主要な見解については詳細に検討し、それぞれの問題領域における論点を整理して、調査研究問題あるいは作業仮説を論定し構成し、農村社会及び村落の事例研究法の実態調査を行ってそれらを検証する、という方法論的手法によって貫かれている。しかも、事例研究法の実態調査には、戦後におけるわが国農村社会構造の社会的分析と理解のために確立された調査方法が駆使されている。従って、その調査結果は精細でしかも鋭角的であり、実証研究の方法論ないし方法が本論文の構成に生かされている。この点は高く評価されなければならない。

ところで、第一篇で論述されているムラの概念規定はユニークであり、野心的でさえあるといえよう。昭和30年前後における「共同体」論争にあたって農村社会学の先学が、共同体と村落の区別に関する所見を主張したことがあったが、その先学の村落概念の批判を通じてムラと村落の概念を区別し、村落の集団論的規定としての「村落自治組織」を出発点に定立した独自の概念は、ムラの解体過程の分析概念としてきわめて有効なものであるといえよう。加えて、第三篇のコミュニティ政策の登場・展開と村落の対応との関係理解にあたって、コミュニティ政策がムラの解体後の問題状況において主張されてきたものであるだけに、ムラと区別される村落の概念も今日的意義をもつと考える。

第二篇は、戦前日本における国民教化型社会教育の展開に関する研究が従来、教育制度史的観点から、国民教化網の確立過程を社会教育政策の進展において解明してきたのに対して、そうした政策が、県・町村のレベルにどのように浸透し、村落及び村落住民はどのように対応したかに焦点をあわせて分析し、その結果に依拠して立論している点に特色がある。すでに地方改良運動については、不破和彦のこのような視角における優れた成果が公表され

ているが、農山漁村経済更生運動から戦時下までについてのまとまった論考はなく、その意味で、新しい社会教育の科学の樹立のための新生面を拓いたものと評価したい。

第三篇では、戦前の官製の地域づくり運動、とくに農山漁村経済更生運動の町村及び村落レベルにおける展開と対比しつつコミュニティ政策と市町村及び地区レベルの対応を解明して、両者の異同を検討し、戦後の公民館構想にみられる「古いもの」と「新しいもの」を指摘し、コミュニティ政策下の地域づくりと社会教育の問題点を析出しているが、この見解も斬新である。戦後に「戦前継承的」側面を見出そうとする努力が、これまで皆無に近かっただけに高く評価したいと思う。

しかし、大正後期から現在までの農村社会構造の変容とそれを基盤とする社会教育の推移とを展望する本研究である。壮大な体系的組織的理論の樹立をめざす性格をもつものだけに、その点からみると、本論文の構成には不備があるし、説明不足のあることも否定できない。とくに筆者も自覚しているように、農村社会構造と社会教育の「関係」については、さらに工夫をこらした実証が望まれる。

それにもかかわらず、本論文は上述のように、数多くのユニークな発見と新しい理解を示し得た野心的な研究である。とくに、今後研究すべき新生面を少なからず開拓し明示していることは大成への期待をいだかせるに十分であると考ええる。

よって、教育学博士の学位を授与することを適当と認める。